

# 令和5年度 大仙市住宅リフォーム支援事業

ご注意ください！制度内容に変更があります。

【変更内容】令和5年度より住環境改善工事において『衛生設備工事』は対象となりません。

- ①以前に申請したことがある方は補助上限額に関わらず対象となりません。ただし、申請した年度の翌年度から5年度経過した場合は、補助上限額まで再度申請することができます。  
令和5年度は平成29年度以前に申請した方が対象となります。
- ②設備機器設置工事のみの場合は対象となりません。ただし、住環境改善工事の付帯工事として行う場合は対象となる場合があります。
- ③申込みの受付開始は令和5年4月3日（月）です。
- ④実績報告書の提出期限は令和6年3月19日（火）までとなります。



子育て世帯が行う工事

## 種別

### 子育て世帯改修工事

補助金額

対象工事費（税抜き）の

20%

補助上限額

30万円

※補助金の額が30万円に満たない場合、1,000円未満切捨

対象工事

対象世帯は、次のどちらかに該当すること。

- ・多子世帯（18歳以下（※）2子以上と同居）
- ・三世代同居世帯（18歳以下（※）1人以上の子と親と祖父母等が同居）

対象工事費（税抜き）が20万円以上の工事  
対象となる工事は、部分増改築（別棟は不可）を含む住宅の居住部分の改修工事であれば対象。ただし、住宅に併設または内部にある車庫等の改修は居住部分でないため、対象になりません。

工事の例としては、住環境改善工事、克雪対策工事、耐震改修工事、間仕切設置工事、トイレ増設工事、三世代同居のためのミニキッチン等の設置工事など居住部分の改修であれば対象

（※）18歳以下とは、平成17年4月2日以降に生まれた子をいいます。

子育て世帯以外の一般世帯が行う工事

## 種別

### 住環境改善工事

補助金額

対象工事費（税抜き）の

10%

補助上限額

15万円

※補助金の額が15万円に満たない場合、1,000円未満切捨

対象工事

次に掲げる対象工事費（税抜き）が20万円以上の工事

- ①「省エネルギー化工事」・・・断熱又は遮熱化する工事のほか、太陽光発電設備など省エネ化となる工事。対象工事の例は、遮熱屋根葺替工事、遮熱外壁張替工事、屋根又は外壁への遮熱塗装工事、断熱サッシ改修工事、居室等の断熱材充填工事（充填に伴う設備改修工事を含む）など。
- ②「バリアフリー化工事」・・・居室、廊下、トイレ、浴室、洗面所等の段差解消工事（段差解消に伴う設備改修工事を含む）、トイレの洋式化、手すりの設置工事など。

※増改築部分は対象となりません。

## 種別

### 克雪対策工事

補助金額

対象工事費の  
（税抜き）

15%

補助上限額

30万円

※補助金の額が30万円に満たない場合、1,000円未満切捨

対象工事

次に掲げる対象工事費（税抜き）が20万円以上の工事

屋根からの落雪防止器具（雪止め、命綱、屋根ハシゴ設置等）、屋根の形状変更（自然落雪型屋根、無落雪屋根）、屋根等への融雪装置設置のほか、住宅敷地内の消雪敷設工事、防雪柵の設置、風除室の設置など、雪害を予防し雪に強い住宅を促進するための工事

## 種別

### 耐震化工事

補助金額

対象工事費の  
（税抜き）

15%

補助上限額

30万円

※補助金の額が30万円に満たない場合、1,000円未満切捨

対象工事

次に掲げる対象工事費（税抜き）が20万円以上の工事  
平成12年5月31日以前に建築された木造住宅を改修する工事（部分改修、耐震シェルターの導入を含む。）

工事の例）筋交い、火打梁の追加、耐震合板等の利用。耐震、免震金具等の使用。耐震性能が認められた耐震シェルターの導入

※工事に伴う、耐震診断、実施設計、設計監理、工事監理は全て対象

お問い合わせ先

大仙市建設部建築住宅課

大仙市役所大曲南庁舎2階

大仙市大曲日の出町2丁目8-4

TEL：0187-66-4909

## ● 対象条件 ●

1. 大仙市の住民基本台帳に登録されている方で市内に住んでいる方、または移住を予定している方
2. 大仙市内で申込み者が現在住んでいる、又は入居予定の既存の住宅。賃貸借住宅の場合は申込み者が住んでいる専有部分。
3. 店舗、事務所等が住宅と一緒に併用住宅について住居部分が1/2を超える場合は対象。物置、車庫等の非住宅は対象外
4. 申込み者及び申込み者と同居する家族が市税を滞納していないこと。
5. 大仙市内に事業所を置く法人、又は市内に住んでいる個人が請負う工事。
6. 申込み時に工事に着手していないこと。 **申込みの前に工事に着手している又は工事が完了している場合は対象外。**

※住環境改善工事で克雪対策工事等の補助金を併用して申込みもできますが、合計した補助上限額は**30万円まで**となります。また、**補助上限額に関わらず申請は一度限り**です。ただし、平成29年度以前に申請したことがある方は再度、補助上限額までの申請が可能です。

## ● 注意事項 ●

- ・市、又は市が加入する団体から補助金の交付を受ける場合、その補助金を受ける工事部分は本事業の対象外となります。  
(ただし、**大仙市木造住宅耐震改修補助金については、併用して補助を受けることが可能です。**)
- ・申請者を含む世帯の過去の申請状況、工事業者、工事内容、施工箇所によっては、**対象とならない場合**があります。  
詳細についてはお問い合わせください。

※各書類の提出は大曲地域：建築住宅課、大曲以外の地域：各地域の支所農林建設課までお願いします。

## 補助金交付の流れ

補助金申請

### <必要書類>

- ・大仙市住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・大仙市住宅リフォーム支援事業工事費内訳明細書（様式第2号）
- ・施工業者の作成した工事見積書
- ・大幅な内部改修又は増改築（別棟除く）の場合は図面、建築基準法にかかる確認が必要な場合は建築確認済証の写しを添付
- ・住宅の位置図（住宅の所在地がわかるもの）
- ・工事施工箇所の写真（施工前のもの）
- ・完納証明書（18歳以上の世帯全員分）、住民票謄本（世帯全員の続柄及び前住所が記載されたもの）
- ・性能が確認できるカタログ（屋根葺材、外壁材、遮熱塗料、耐震金具など）

着工

大仙市住宅リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）が届いてから着工してください。  
施工中並びに隠ぺい部（工事完成後見えなくなる部分）の写真を撮ってください。

変更申請

### <必要書類>

- ・大仙市住宅リフォーム支援事業補助金変更交付申請書（様式第5号）
- ・大仙市住宅リフォーム支援事業工事費変更内訳明細書（様式第6号）
- ・施工業者の作成した見積書（変更部分がわかるもの）
- ・工事施工箇所の写真（変更部分の施工前のもの）
- ・大幅な内部改修又は増改築（別棟除く）の場合は図面、建築基準法にかかる確認が必要な場合は建築確認済証の写しを添付

実績報告

### <必要書類>

- ・大仙市住宅リフォーム支援事業補助金実績報告書（様式第8号）
- ・工事実績内訳書（様式任意、工事内容に変更がない場合は様式第2号で可）
- ・施工箇所の写真（施行後及び施工中。特に隠ぺい部の施行中は必須）
- ・工事代金の領収書及び当該領収書の写し
- ・建築基準法の規定による確認済証を受けたときは、同法の規定に基づき交付された検査済証の写し
- ・市内外からの移住予定者の場合は申請住所地の住民票謄本（世帯全員の続柄及び前住所が記載されたもの）
- ・市外からの移住予定者の場合は完納証明書（18歳以上の世帯全員分）

検査

必要に応じて施工箇所を市職員が確認に伺います。  
検査日程は電話連絡します。

補助金請求

大仙市住宅リフォーム支援事業補助金額確定通知書（様式第9号）を郵送します。  
請求書に、住所、氏名、振込先をご記入の上、お近くの窓口までご提出ください。  
※請求書を受理してから1ヶ月程度で入金されます。  
入金が確認できない場合は建築住宅課までお問い合わせください。

## 申請書類の様式について

各種様式は建築住宅課及び各支所農林建設課で配布しています。  
また、大仙市ホームページからダウンロードすることも可能です。

・大仙市ホームページ（URL <https://www.city.daisen.lg.jp>）

大仙市>暮らし・市政>組織から探す>建築住宅課>住宅リフォーム支援事業について